

## 北杜市住民主体による高齢者の外出支援サービスモデル事業審査委員会設置要綱

### (設置)

**第1条** 北杜市住民主体による高齢者の外出支援サービスモデル事業審査委員会（以下「委員会」という。）は、北杜市役所市民部が公示した平成29年度北杜市住民主体による高齢者の外出支援サービスモデル事業公募要領に基づき、応募団体の応募書類を公平かつ適正に評価し、モデル事業の実施団体の候補者を選定することを目的とする。

### (所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 応募書類の審査基準及び採点に関すること。
- (2) 応募団体の順位の決定
- (3) その他審査に必要な事項

2 委員会は、審査結果を市長に報告しなければならない。

### (構成等)

**第3条** 委員会は、副市長、市民部長、企画部長、福祉部長、政策秘書課長、企画課長、財政課長、福祉課長、健康増進課長及び介護支援課長をもって構成する。

2 委員の任期は、北杜市住民主体による高齢者の外出支援サービスモデル事業業務委託を契約するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は市民部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第5条** 委員会の会議は、必要により委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。委員が出席できない場合は代理出席による出席を認める。

3 委員長は、必要に応じて、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (持ち回り審議)

**第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、第2条各号の審査事項を持ち回り審議することによって、会議を開かず、これを審査することができる。

### (秘密の保持)

**第7条** 委員は、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。この委員会が終了した後も同様とする。

### (責務)

**第8条** 委員は、応募者に対して、助言、指導、その他の援助を行ってはならない。

### (庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、市民部介護支援課において処理する。

### (雑則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。